

国有林野における林地保全に配慮した取組について

北海道森林管理局

昨年6月に新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、国有林野において、林地保全に配慮した森林施業を進めています。

北海道森林管理局においても、12月1日以降の入札公告分から下記のとおり取組を行いますので、森林管理(支)署の入札公告を熟覧の上、入札への参加をお願いいたします。

1. 立木販売

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ特約事項を付して契約の締結（署・買受人）
- (2) 契約後に立木販売着手届及び事業計画書、伐採及び搬出に係るチェックリストの提出（買受人）
- (3) 事業着手前に立木販売における誤伐防止のためのチェックポイントの提出（買受人）
- (4) 特約事項を遵守した搬出作業の実施（買受人）
- (5) 搬出作業中及び跡地検査時等に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施（買受人）

2. 製品生産事業(活用型・誘導伐等)

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ仕様書を確認の上、契約の締結（署・請負者）
- (2) 北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書の別紙森林作業道作設仕様書に適合した事業計画書の提出（請負者）
- (3) 事業着手前に製品生産事業における誤伐防止のためのチェックポイントの提出（請負者）
- (4) 仕様書等を遵守した事業の実施（請負者）
- (5) 事業実行中及び完了検査時に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施（請負者）